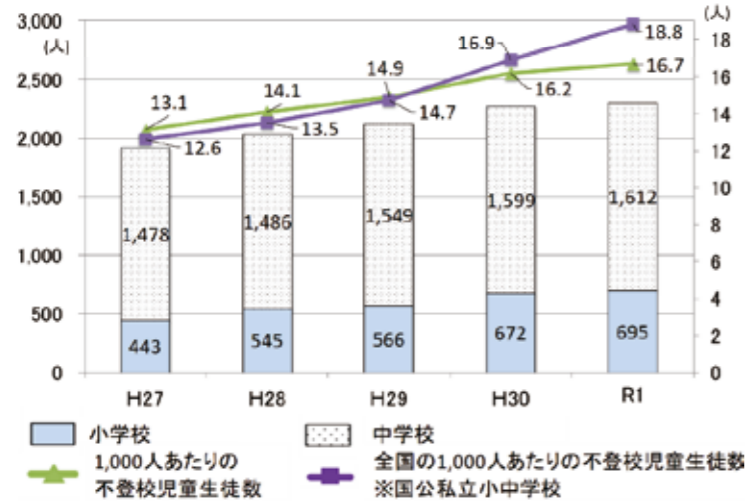
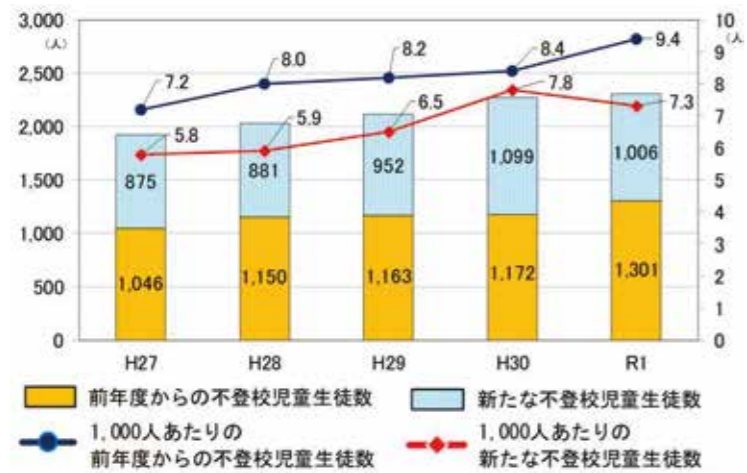


## 【三重県の不登校の状況】

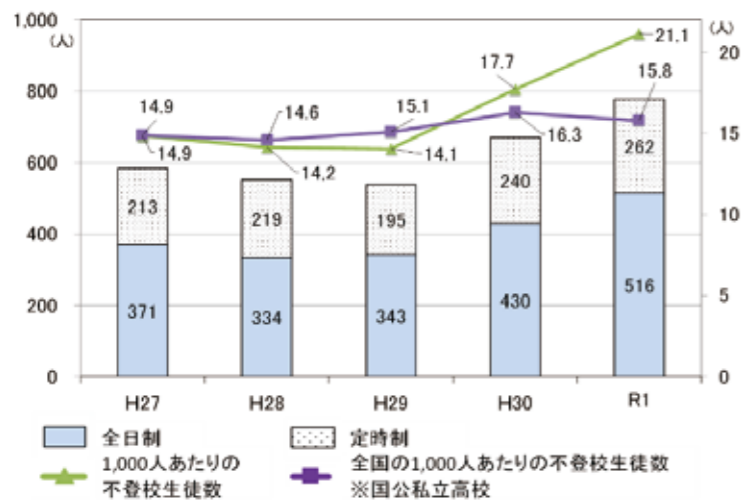
(グラフ1) 公立小中学校における不登校児童生徒数



(グラフ2) 公立小中学校における新たな不登校児童生徒数と前年度からの不登校児童生徒数



(グラフ3) 県立高校における不登校生徒数



### ＜公立小中学校＞ (グラフ1・2)

- 三重県、全国ともに不登校児童生徒数は増加しており、令和元年度が過去最高となっている。
- 三重県の1,000人あたりの不登校児童生徒数の増加率は全国と比べると緩やかではあるが、全国と同様に増加している。
- 三重県の不登校児童生徒数のうち約45%が新たな不登校児童生徒となっている。

### ＜県立高等学校＞ (グラフ3)

- 三重県の不登校生徒数は、平成30年度、令和元年度と増加している。
- 全国の1,000人あたりの不登校生徒数の増加率は横ばいであるが三重県は平成30年度からの増加が顕著である。

## 「不登校支援のデータベース化」を始めます！

各学校で、類似の事例を参考に効果的な不登校児童生徒への支援ができるよう令和3年度中に三重県教育委員会が不登校児童生徒の状況や支援内容、変容をデータベース化し、その活用を進めます。

# 不登校児童生徒の理解に向けて

～大人の温かいまなざしで子どもの社会的自立につなげるために～

不登校児童生徒への支援については、これまで児童生徒の社会的自立に向けたさまざまな支援が行われてきたところですが、不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しています。こうした中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律（教育機会確保法）」が平成29年2月14日に施行され、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する基本指針（基本指針）」が平成29年3月31日に文部科学省より示されました。これら法や基本指針の理解を深め、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を推進していく必要があります。

## 「教育機会確保法」 (平成29年2月14日施行)

### 《目的》

教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等を総合的に推進すること。

### 《基本理念》

- 1 すべての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること
- 4 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること
- 5 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること

## 「基本指針」より (平成29年3月31日 文部科学省)

- すべての児童生徒にとって、魅力あるより良い学校づくりを目指す。
- いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど、安心して教育を受けられる学校づくりを推進する。
- 不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行う。
- 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行う。
- 支援に際しては、登校という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す。
- これらの支援は、不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行う。

《不登校とは》…文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より  
長期欠席（同一年度間に連続又は断続して30日以上欠席）をしている児童生徒のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）」のこと。

【発行】 三重県教育委員会事務局生徒指導課

【発行年月】 令和3年3月

# 不登校の子どもへの適切な支援のために

## 子どもを観察し、子どもの変化に気づく

子どもの変化に気づいていますか？ その変化は子どもからの「サイン」かもしれません。

### 《子どもの変化》

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 遅刻、早退が増えた                   | <input type="checkbox"/> 保健室に行く回数が増えた     |
| <input type="checkbox"/> 授業中に眠ることが増えた                | <input type="checkbox"/> 授業に集中していないことが増えた |
| <input type="checkbox"/> 行事への参加を不安がる、嫌がる             | <input type="checkbox"/> 休み時間に友だちと遊ばなくなった |
| <input type="checkbox"/> 教室に入ることを不安がる、嫌がる            | <input type="checkbox"/> 挨拶に元気がなくなった      |
| <input type="checkbox"/> 笑顔が見られなくなった                 | <input type="checkbox"/> 無理に元気にふるまおうとしている |
| <input type="checkbox"/> ぼんやりとすることが増えた               | <input type="checkbox"/> 視線が合わなくなった       |
| <input type="checkbox"/> 表情が陰しくなった、乏しくなった            | <input type="checkbox"/> 気持ちの浮き沈みが激しくなった  |
| <input type="checkbox"/> 教職員を避ける、反発することが増えた          |   |
| <input type="checkbox"/> 体調不良（頭痛、腹痛、吐き気など）を訴えることが増えた |   |

子どもたちの変化はさまざまです。ちょっとした変化を感じ取りましょう。

## 予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援

子どもの変化（予兆）に気づいたら一人で抱え込まず、速やかに関係教員で共有し、初期段階から組織的・計画的に対応することが重要です。例えば、理由がはっきりしない欠席が3日程度（目安）続いた場合には、電話連絡や家庭訪問により保護者や子どもから状況や思いを聴き取り、聴き取った内容に応じて、安心して登校できるような手立てを早急に講じることが大切です。その際、子どもの状況によっては、無理に登校を求めない配慮も必要です。

## 不登校状態の要因・背景に応じた継続的な支援

不登校となっている子どもは、さまざまな要因や背景が複雑に絡み合い、時間の経過とともに少しずつ変化しながら、「登校しないあるいはしたくともできない状況」となっています。そのため、不登校状態という現象を見るのではなく、子どもの状況をよく観察しその背景を知り、要因を探ることが大切です。

子どもの状況もふまえ、不登校が長期におよぶ場合などには、ケース会議でアセスメント※①を行い、支援計画をたて、組織的に一人ひとりに応じた支援を行きましょう。その際、スクールカウンセラー（SC）※②やスクールソーシャルワーカー（SSW）※③によるアセスメントは有効です。

※①アセスメント…支援の対象となる子どもの情報の収集・分析を行い、要因や背景を明らかにすること。

※②スクールカウンセラー…子どもたちの悩みや抱えている問題などに助言や援助を行う臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する専門家。

※③スクールソーシャルワーカー…学校だけでは解決が困難な課題を抱える子どもの環境へ働きかけ、子ども・家庭と医療や福祉などの関係機関をつなぐネットワークを構築する福祉の専門家。

## 【不登校の子どもとの状況と考えられる要因】

不登校の子どもに現れる状況や考えられる要因は重なる部分があり、明確に分類できるものではありません。大切なことは、子ども一人ひとりに応じた要因・背景を見落とさないことです。

子どもの状況	考えられる要因
体調不良や睡眠不足を訴える場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>人間関係や学校生活に対する悩みや不安</li> <li>ゲーム、スマホ、インターネットなどへの依存（上記に起因する場合もある）</li> <li>自己否定、自己肯定感の低下</li> <li>心身や睡眠に関わる疾患</li> <li>不規則な生活習慣</li> <li>家庭に関わる悩みや不安</li> </ul>
授業に集中できていない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習に対する苦手意識</li> <li>発達障がいなどの特性</li> <li>心身に関わる疾患</li> <li>学習や将来の進路への不安や葛藤</li> <li>落ち着きのない学級状態</li> <li>家庭に関わる悩みや不安</li> </ul>
情緒不安定な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>人間関係や学校生活に対する悩みや不安</li> <li>発達障がいや愛着障がいなどの特性</li> <li>家庭環境の急激な変化</li> <li>家庭に関わる悩みや不安</li> </ul>
自己有用感・自己肯定感が低い場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>肯定されたり感謝されたりする場面の少なさ</li> <li>集団活動や体験的な活動の経験不足</li> <li>運動が苦手</li> <li>人間関係に対する悩みや不安</li> <li>いじめや虐待等の経験</li> <li>失敗や挫折の経験</li> <li>劣等感</li> <li>家庭に関わる悩みや不安</li> </ul>
人間関係づくりに課題がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定、不特定の人間への緊張や不安</li> <li>いじめ等による恐怖や不安</li> <li>過去の体験</li> <li>発達障がいや愛着障がいなどの特性</li> <li>心身に関わる疾患</li> <li>自己否定、劣等感</li> <li>虚栄心</li> <li>落ち着きのない学級状態</li> <li>家庭に関わる悩みや不安</li> </ul>

## 子ども一人ひとりに応じた支援

不登校の子どもが、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや要因に応じて、その環境づくりや適切な支援を行うことが大切です。

### 《支援例》

○登校復帰を段階的に進める場合

- 担任等が電話連絡や家庭訪問などで学校の様子を伝えることで、学校生活を送るイメージを持たせる。
- 時差登校や短時間の登校によって、再登校に向けた不安を徐々に取り除く。
- 別室登校において、徐々に学校に滞在する時間を長くし、学校の生活リズムで過ごせるようにする。
- 抵抗感の少ない授業や時間帯から少しずつ教室に入れるようにする。

○教育支援センターへの通級が可能な場合

- 教育支援センターでの個別相談や集団での指導等を通して、社会的自立に向けた支援を行う。

○登校、教育支援センターへの通級が困難な場合

- SC、SSWと連携した支援…医療機関と連携し心身の体調を整える。家庭環境を整える。
- ICT等を活用し、子ども一人ひとりの状況や習熟度に応じた支援を行う。